

厚岸町の水道事業

水道料金の見直しについて

水は、私たちの生活や社会の経済活動に欠かせないものです。蛇口をひねると出てくる水ですが、安全で安心な水を安定的にお届けするためには、取水から配水まで多くの水道施設と高度な浄水処理が必要です。

町では、将来にわたり水道施設を維持し、安全で安心な水を提供していけるよう、厚岸町上下水道事業経営審議会の答申内容を踏まえ、老朽化した浄水場や水道管を計画的に更新するため、安定的な財源をどのように確保していくか検討しています。

水道施設は、皆さんからいただく水道料金で作られる大切な財産です。



☆厚岸町上下水道事業経営審議会答申のポイント

水道料金の見直しについて

- 耐用年数を超える水道管などの施設更新整備や経営基盤の強化のため、改定が必要。
- 料金の算定方法は、法的根拠と基本原則を踏まえ、料金算定期間に見合う適正な原価に基づいて算定。
- 料金算定期間は、令和9年度から令和13年度までの5年間とし、概ね5年毎に見直すことが望ましい。
- 料金水準は、全体で73%程度の引き上げが必要となるが、値上げによる影響を考慮すると他会計からの負担も配慮しつつ平均27%程度が望ましい。
- 料金体系は、現在の料金体系が合理的で適当。
- 料金改定時期は、現在の料金算定期間が終了する令和9年4月が適当。

◆ 料金改定の例

【現行料金】

(税込み)

用途	基本料金(1月につき)		水量区分(立方メートル)		
			10以下	11~20	21以上
家事用	13mm	1,133円	198円	275円	297円
	20mm	1,133円			
	25mm	2,200円			
	40mm	4,719円			
	50mm	9,966円			
	75mm	17,479円			
業務用	13mm	1,133円	198円	275円	363円
	20mm	1,133円			
	25mm	2,200円			
	40mm	4,719円			
	50mm	9,966円			
	75mm	17,479円			
農業用	13mm	1,133円	198円	275円	187円
	20mm	1,133円			
	25mm	2,200円			
	40mm	4,719円			
	50mm	9,966円			
	75mm	17,479円			
浴場営業用			132円		
臨時用	メーターを使用するとき	1,133円	572円		



【改定後料金の一例】

(税込み)

用途	基本料金(1月につき)		水量区分(立方メートル)		
			10以下	11~20	21以上
家事用	13mm	1,441円	264円	308円	330円
	20mm	2,189円			
	25mm	3,366円			
	40mm	9,471円			
	50mm	15,037円			
	75mm	44,011円			
業務用	13mm	1,441円	264円	308円	363円
	20mm	2,189円			
	25mm	3,366円			
	40mm	9,471円			
	50mm	15,037円			
	75mm	44,011円			
農業用	13mm	1,441円	264円	308円	275円
	20mm	2,189円			
	25mm	3,366円			
	40mm	9,471円			
	50mm	15,037円			
	75mm	44,011円			
浴場営業用			165円		
臨時用	メーターを使用するとき	1,441円	726円		

※参考となるように例を示しています。決定したものではありません。

Q なぜ水道料金の見直しが必要なのですか？

(単位:千円)

A 水道料金の改定は、主に人口減少による給水収益の減少、また、厚岸町の水道施設の多くが耐用年数を超えており、老朽化した水道施設の維持管理コスト増加が原因です。

そのため料金を見直す必要があります。

特にホマカイ川を水源としていることから、高度な浄水設備が求められ、運転費用や薬品費などに大きな負担を強いています。

区分	R7 (決算見込)	R9 (推計値)	R9-R7
給水収益	253,566	248,605	△ 4,961
主な費用	164,514	187,342	22,828
人件費	23,506	26,110	2,604
委託料	68,800	67,618	△ 1,182
修繕費	18,740	25,972	7,232
動力費(電気代)	19,303	23,352	4,049
薬品費	18,664	24,092	5,428
支払利息	15,501	20,198	4,697

Q 厚岸町の水道施設はどのような状況ですか？

A 現在、厚岸町の水道施設は非常に老朽化が進んでおり、浄水場は建設から 51 年以上が経過し、耐震性も含めた対策が遅れています。

特に、水道管については約 52%が耐用年数の 40 年を超え、修繕が急務です。

これにより漏水や断水のリスクが高まるため、更新工事が必要です。

厚岸町では、特に基幹管路の耐震化を進める計画で、基幹管路の耐震化率を国からの補助金を活用し令和 12 年度までに 18.7%まで引き上げることが目標です。

また、浄水場の更新も含めて地下水源への転換などについても検討しています。

Q 水道料金の改定によって町民にどのような影響がありますか？

A 水道料金が改定されることで、一時的な負担は増加しますが、安全で安心な水を安定的に供給するためには必要な措置と考えています。

改定後は、インフラの整備や老朽化によるトラブルを未然に防ぎ、町全体の水道サービスの安定性を持続させることができます。

参考に、表面の料金の一例で家事用の料金を比較すると、左下表のようになります。

(税込み)

水量	現行料金	一例の料金	改定額	改定率
5 m ³	2,120円	2,760円	640円	30.2%
10 m ³	3,110円	4,080円	970円	31.2%
15 m ³	4,480円	5,620円	1,140円	25.4%
20 m ³	5,860円	7,160円	1,300円	22.2%



Q 料金改定についての町民の意見は聴いていますか？

A はい、厚岸町では水道使用者や有識者で構成された上下水道事業経営審議会を設け、町民の意見を取り入れた上で水道事業の運営方針を決定しています。

今回のパブリックコメントや広報誌を通じて、町民からのフィードバックを重視し、適切な情報提供を行っています。

【お問合せ】厚岸町役場水道課業務係 電話 0153-52-3131